

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年12月21日付けで行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）により不開示とした審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）のうち、福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）の審議に関する資料に記載されている審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報1」という。）の以下の情報は開示すべきであるが、本件個人情報1のその余の部分を開示としたことは妥当である。

- (1) 次第
- (2) 審査案件一覧のうち審査請求人に係る部分（担当者名は除く。）
- (3) 福岡県個人情報保護審議会への諮問書一式。ただし、本件決定に係る審査請求とは別に審査請求人が行った審査請求（以下「別件審査請求」という。）に係る対象個人情報が記載された文書（以下「インカメラ文書」という。）の写しは除く。
- (4) 概要説明資料
- (5) 論点整理資料（表題及び福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）開催日が記載された部分に限る。）

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

本件個人情報は、本件個人情報1及び福岡県精神医療審査会の審議資料に記載されている審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報2」という。）である。

実施機関は、本件個人情報のうち、本件個人情報1について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第3号（審議・検討等情報）に該当するとして、その全てを開示とした。

また、本件個人情報2について、同項第8号（法令秘情報）に該当するとして、その全てを開示とした。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年11月20日付けで、実施機関に対し、本件請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年12月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年12月22日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年4月4日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 公平な精神医療、精神保健福祉が提供されたかを把握するために本件の取消しを求める。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (3) 審議会は非公開で実施されており、正確に内容を把握するため。

5 実施機関の説明要旨

(1) 本件個人情報1の条例第14条第1項第3号該当性について

福岡県個人情報保護審議会は、実施機関が行った個人情報不開示決定処分等に対する審査請求に係る諮問に対し、実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうかなどについて審議しており、不開示等とされた個人情報が記録された公文書を審議会の委員が直接見分し、公正・中立な立場から自由かつ率直に討議を行っている。

審査請求人からの審査請求については、不開示決定時において審議中であり、本件個人情報1が開示されると、審査請求人に同審議会における審議の方向性を推測させることにより誤解や憶測を招き、ひいては今後の同審議会での審議において、委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるため、不開示としたものである。

(2) 本件個人情報2の条例第14条第1項第8号該当性について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「平成12年厚生省通知」という。）V3(3)イ「合議体における資料の扱いについて」に、「合議体における資料については、これを開示しないものとする。」とあり、これにより本件個人情報2は、条例第14条第1項第8号「法令の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報」に該当するとして不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 福岡県個人情報保護審議会について

福岡県個人情報保護審議会は、条例第51条の規定により設置される知事の附属機関であり、条例の規定に基づき意見を求められたものについて意見を述べ、条例第41条第1項の規定による諮問に応じて答申し、並びに個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議し、並びに住民基本台帳法第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び建議することとされている。

同審議会には、第一部会（審査請求部会）及び第二部会（住基法・番号利用部会）を置き、第一部会（審査請求部会）は審査請求事案の審査に関することを所掌することとされている（条例第55条、福岡県個人情報保護審議会運営要領第2条）。

なお、同審議会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、条例第63条の規定により、非公開とされている。

イ 精神医療審査会について

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定により都道府県に設置されている機関であり、その委員は法第13条の規定により都道府県知事が任命することとされ、法第14条の規定によりその指名する委員5人をもって構成する合議体で審査することとされている。

精神医療審査会については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「法施行令」という。）第2条第10項の規定により、法及び法施行令に規定する事項のほか、運営に関し必要な事項は同審査会が定めることとされている。

精神医療審査会が運営に関し必要な事項を定めるに当たって参考となる事項及び審査会の事務手続上参考となる事項については、平成12年厚生省通知において、「精神医療審査会運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）として定められ、各都道府県等に通知されている。

マニュアルは、「Ⅰ 基本理念」、「Ⅱ 精神医療審査会の事務等について」、「Ⅲ 審査会について」、「Ⅳ 合議体について」、「Ⅴ 退院等の請求の処理について」、「Ⅵ 定期の報告等の審査について」、「Ⅶ その他」の項目で構成されている。

ウ 退院等の請求の審査について

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、法第38条の4の規定により、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

都道府県知事は、法第38条の5第1項の規定により、前条の規定による請求を受け

たときは、当該入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならない。

精神医療審査会は、法第38条の5第2項の規定により、前項の規定により審査を求められたときは、審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。その審査に当たっては、法第38条の5第3項の規定により、当該審査に係る請求者及び入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないほか、同条第4項の規定により、関係者に対して報告等を求めることができる。

都道府県知事は、法第38条の5第6項の規定により、請求者に対して、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

エ 本件個人情報1について

平成29年7月20日、9月21日、10月19日及び11月16日に開催された福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）では、別件審査請求に関する審議を行っている。

本件個人情報1は、当該審議の際に用いられた審査資料に記載された審査請求人の個人情報であり、次第、審査案件一覧のほか、上記各開催日に審議が予定された事案の内容に応じて、同部会事務局が作成した資料などから構成されている。なお、本件不開示決定を行った時点において同部会で審議中であった別件審査請求事案の一部については、現時点で答申しており、同審議会として結論を出すに至っている。

オ 本件個人情報2について

本件個人情報2は、法第29条の規定により入院中であった審査請求人による退院等の請求から、福岡県精神医療審査会の審査結果の通知に至るまでの一連の手續に係る文書及び精神医療審査会に対して措置入院中の審査請求人から送付された文書に記載されている審査請求人の個人情報である。

また、本件個人情報2については、実施機関は、弁明書において、平成29年11月17日付けで福岡県個人情報保護審議会に諮問が行われた審査請求（以下「平成29年11月17日諮問事案」という。）に関し、条例第56条第1項の規定に基づき同審議会が取得した個人情報であると説明しているため、(3)で後述する。

(2) 本件個人情報1の条例第14条第1項第3号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、行政内部で行われる審議等の意思形成過程における情報の中には、未成熟あるいは事実関係の確認が不十分な情報が含まれている場合があり、これらの情報をそのまま開示すると、県民の誤解や憶測を招くおそれ又は特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれなどがあるため、審議・検討等情報の不開示情報としての要件を定めた

ものである。

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、企画、意見調整、打合せ、相談等の名称で様々な審議、検討又は協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得した情報をいう。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護するものである。

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し当該意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合があれば、本号に該当し得る。

イ 該当性の判断

(7) 第一部会（審査請求部会）の調査審議手続の非公開について

福岡県個人情報保護審議会は、県の政策や制度のあり方などについて建議する民意反映型の審議会等とは異なり、実施機関が保有する個人情報の不開示決定等に対する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審議し、答申する準司法的な機能を有するものである。

また、同審議会に設置された第一部会（審査請求部会）は、諮問実施機関の開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断することが要請されていることから、審議の過程においては、インカメラ審理に加え、委員による意見表明及び議論が何らの制約を受けることなく、非公開の場で自

由かつ率直に行われることが必要不可欠である。そのため、同部会の行う調査及び審議の手続については、条例第63条の規定により、非公開とされている。

(イ) 本件個人情報1に関する基本的な考え方について

当審議会は、本件個人情報1並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討し、本件不開示決定を行った時点において、別件審査請求事案が福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）において審議中であったこと及び同部会での調査審議手続が非公開とされていることなどを考慮した上で、以下のとおり判断する。

当審議会で本件個人情報1を見分したところ、その大部分は、インカメラ文書や、論点整理資料などであって、これらには、開示・不開示の可否、部分開示の範囲の判断に係る検討項目・方針及び判断の参考となる情報等が記載されていることを確認した。同審議会が答申する前にこれらの本件個人情報1を開示することとなれば、同部会の調査及び審議の手続は非公開とされていることも踏まえると、今後行われる同部会の審議において、委員が、審議に係る審査請求人から不当な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を差し控えるなどにより、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが認められるため、本号に該当すると判断される。

また、同審議会が答申した後であっても、これを開示することとなれば、同部会の調査及び審議の手続は非公開とされていることも踏まえると、今後行われる同種の審議、検討等において、同部会の委員が、その発言内容を原因として審査請求人等から不当な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を差し控えるなどにより、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが認められるため、本号に該当すると判断される。

(ウ) 情報を開示すべき部分について

本件個人情報1は、上記(イ)のとおり、基本的には、条例第14条第1項第3号に該当し不開示妥当と判断されるものであるところ、一方その中には、本号に該当するかについて疑義が生じる部分があるため、このことについて以下のとおり判断する。

本件個人情報1には、①「手続面に関する資料（「次第」や「審査案件一覧」といった福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）の審議を円滑に進めるための事務手続に関する資料）」、②「福岡県個人情報保護審議会への諮問書一式（審査請求人から実施機関にあてた「本件請求書・審査請求書・反論書」及び実施機関が審査請求人又は同審議会にあてた「本件決定書・弁明書・諮問書・インカメラ文書」の写し）」、③「②の写しを基に同部会事務局によって作成された事実関係の説明資料（「概要説明資料」）など」が含まれている。

a 「手続面に関する資料（①）」について

①のうち「次第」は、福岡県個人情報保護審議会運用要領第10条の規定により、県民情報センター等で閲覧に供するとともに、県のホームページで公表されていることから、開示したとしても、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

また、①のうち「審査案件一覧」には、審査案件の名称、進捗状況及び同部会事務局の担当者名などが記載されており、このうち、同部会事務局の担当者名については、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これを開示することにより、審査請求人が、同部会の審議内容や進捗等について、その詳細を確認したいとして、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、当該職員の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第14条第1項第1号に該当すると判断されるため、結果として不開示としたことは妥当である。

一方、同部会事務局の担当者名を除いた部分に関する情報は、①の「次第」に記載された情報と同一であることから、①の「次第」と同様に、審査請求人に係る情報部分を開示したとしても、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

b 「福岡県個人情報保護審議会への諮問書一式(②)」について

②の「福岡県個人情報保護審議会への諮問書一式」には、審査請求人から実施機関にあてた「本件請求書・審査請求書・反論書」及び実施機関が審査請求人又は同審議会にあてた「本件決定書・弁明書・諮問書・インカメラ文書」の写しが含まれている。

このうち「インカメラ文書」の写しは、別件審査請求について、実施機関が諮問した際に、同審議会が取得したものである。

条例第56条第1項では、福岡県個人情報保護審議会において、実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かどうかなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、同審議会の委員が開示決定等に係る個人情報を実際に見分して審理すること（インカメラ審理）が有効であることから、同審議会は実施機関に対し個人情報の提示を求めることができることが規定されている。

また、本規定の後段には、審査請求に係る個人情報は、開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かどうかなどについて迅速かつ適切に判断できるようにすることを目的として、同審議会に提示されたものであり、その適否が争

われている段階で、同審議会の委員以外の者がこれを閲覧することは不相当であるため、何人も、同審議会に対して、提示された個人情報の開示を求めることができないことが規定されている。

したがって、本規定により、審査請求人はそもそもこれらの個人情報の開示を求めることはできず、これらの個人情報を本件決定の対象外とすべきであるため、不開示としたことは結果として妥当である。

一方、「インカメラ文書」の写しを除いた各書類は、審査請求人が審査請求の手続の中で保有しており、審査請求人が知っている立場にあることが明らかであると認められるため、開示したとしても、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

c 「②の写しを基に同部会事務局によって作成された事実関係の説明資料など(③)」について

③のうち「概要説明資料」は、②の「福岡県個人情報保護審議会への諮問書一式」の写しを基に、同部会での実質的な審査に入る前に、同部会委員に対し、事案の概要等を理解してもらうために同部会事務局によって作成された事実関係の説明資料である。この資料は、審査請求人が審査請求の手続の中で保有している書類を基に作成したものであり、審査請求人が知っている立場にあることが明らかであると認められるため、開示したとしても、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

また、本件個人情報1には、同部会での実質的な審査に入った後の「論点整理資料」が含まれているが、この資料の表題及び福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）開催日が記載された部分については、①の「次第」に記載された情報と同一であることから、①の「次第」と同様に、当該部分を開示したとしても、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

(3) 本件個人情報2について

本件個人情報2については、実施機関は、条例第14条第1項第8号に該当するとして本件決定を行ったが、その後、弁明書において、平成29年11月17日諮問事案に関し、条例第56条第1項の規定に基づき同審議会が取得した個人情報であると説明しており、当審議会においても、この実施機関の説明のとおりであることを確認したところである。

したがって、上記(2)イ(ウ) bの「インカメラ文書」の写しと同様に、審査請求人はそも

そも本件個人情報2の開示を求めることができず、本件決定の対象外とすべきであるため、条例第14条第1項第8号該当性を判断するまでもなく、不開示としたことは結果として妥当である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。